

27FVM第7号  
平成27年4月13日

FVM登壇企業 代表者 様

フクオカベンチャーマーケット協会  
会長 貫正義

「ベンチャー企業中部圏商談会出展支援事業」  
参加事業者の募集について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会では、中小・ベンチャー企業の販路開拓・取引拡大を支援するため、「ベンチャー企業中部圏商談会出展支援事業」を実施いたします。

当事業は、当協会及び10社程度の中小・ベンチャー企業により、愛知県で開催される「メッセナゴヤ2015」に合同出展（出展料無料）するものです。

つきましては、別添の実施要領等をご参照いただき、参加を希望される場合は、下記のとおり、関係様式をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、本事業は、福岡県の緊急雇用創出支援事業を活用するものですので、参加対象企業に制限があります。（実施要領「5. 取組事業者の応募要件」参照）

また、応募多数または主催者等の都合によっては、出展をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

記

- |        |   |
|--------|---|
| 1 提出期限 | 平成27年5月20日（水）   |
| 2 提出方法 | 郵送 <span style="font-size: 2em;">{</span> 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7<br>福岡県商工部新事業展開支援室 西村 宛 <span style="font-size: 2em;">}</span> |
| 3 提出様式 | 別紙参照  |
| 4 開催概要 | 別紙参照  |

【お問合せ先】

フクオカベンチャーマーケット協会  
（事務局：福岡県商工部新事業展開支援室）  
担当：西村  
TEL：092-643-3449  
E-mail：ven@fvm-support.com  
住所：〒812-8577  
福岡市博多区東公園 7-7

(別紙)

「メッセナゴヤ2015」開催概要

1. 日程 平成27年11月4日(水)～7日(土)
2. 場所 ポートメッセなごや(愛知県名古屋市港区金城ふ頭2-2)
3. 主催 メッセナゴヤ実行委員会(愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所)
4. テーマ 新たな価値を生み出す未来交流

5. 提出様式

(1) 必ず提出が必要なもの(必須)

様式名	部数
ベンチャー企業中部圏商談会出展支援事業にかかる事業申請書兼処遇改善計画書(様式は実施要領にあります)	1部(1枚)
貴社の会社案内	7部
展示製品・サービスの説明カタログ	7部

※出展が決定した企業には、展示製品・サービスの写真や貴社のロゴマーク等の画像をお送りいただくことを予定しています。(展示会ガイドブック及びWEBに掲載する画像)

(2) 経営革新計画の承認を受けている場合に提出するもの(任意)

「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画の承認を受けており、以下の条件を満たしている場合、審査において評価の対象となります。(但し、本措置は出展を保証するものではありません)

・出展する製品、技術、サービス等が、承認を受けた経営革新計画の「経営革新の目標」(経営革新計画のテーマ)に合致していること。

様式名	部数
中小企業新事業活動促進法第9条第1項に基づく「都道府県知事等の承認書(都道府県知事等の押印文書)」の写し	1部
同上「(別表1)経営革新計画」の写し	1部

## 6. 出展者の決定方法

出展者は、応募者から提出された出展申込書等をもとに、事務局等が、厳正かつ公正な審査を行い、評価点の高い順に総合的に決定いたします。

### 【主な審査項目】

展示する製品等の「特徴、新規性・独創性・競争優位性」「市場性、価格競争力、収益性」「出展意欲、訴求力」など

- 審査の結果は、6月下旬を目途に書面にて通知いたします。
- 審査結果に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- 申請書には漏れなくご記入ください。

## 7. 出展にかかる注意事項

詳細は出展規定 (<http://www.messenagoya.jp/>) をご覧ください。出展申込の時点をもって、出展規定に同意したものといたします。

### ●出展契約の解除

主催者及び当協会は出展申込者が次のいずれかに該当するときは、事前の催告または通知することなく本出展契約を解除できるものとします。

- ・手形または小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ・仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申立てがあったとき。
- ・暴力団、暴力団関係団体及びその関係者、若しくはその他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用していることが判明したとき。

### ●法令、規約の順守

- ・出展者は、国内該当法令を順守するとともに、主催者の定める本出展規定、規則及び出展の手引き等の関連文書(以下「法令及び規定」)を本契約の一部とし、法令及び規定を順守するものとします。
- ・法令及び規定に違反したとき、主催者及び当協会は理由を問わず出展を拒否または取消すことができます。また、これに伴う損害等に対して主催者及び当協会は責任を負わないものとします。

### ●会場内の行為の制限(出展にあたっての注意・約束事項)

- ・出展者は主催者の承諾なしに、通路、休憩所、本展示会場外等の自らの出展スペース以外の場所で展示または宣伝を行うことはできません。
- ・出品物の実演等は自由ですが、来場者や他の出展者に迷惑を与えるおそれのある、音、光、熱若しくは臭気を伴うものまたは主催者が危険と認めるものは実演できません。
- ・出展者が法令または規定を順守しない、または主催者側の申入れに従わないとき、主催者及び当協会は時期を問わず出展をお断りすることがあります。

### ●主催者及び当協会からの指導・申入れ

- ・出展者及び代理人は、主催者及び当協会からの指導・申入れに従うものとします。

### ●安全かつ快適な展示会運営

- ・出展者は、主催者、来場者及び他出展者それぞれの立場を理解し、安全かつ快適な展示会運営に協力するものとします。

### ●管理保全

- ・主催者は善良な注意を持って会場全般の管理・運営にあたります。ただし、各出展物及び貴重品等の管理は出展者が自己の責任と費用負担において行うものとします。なお、主催者及び当協会は出展物及び貴重品の盗難、紛失、損傷、火災またはその他天災地変等を原因とする出展物の損害に対する責任を負わないものとします。

### ●小間内の出展者常駐

- ・出展者及び当該代理人は、主催者が指定する出展者記章を開催期間中着用し、必ず小間内に一人以上常駐し、会期最終日の終了時刻まで来場者との対応及び出展物の管理にあたるものとします。また、最終日の終了時刻前に撤去作業を行うことは、場内の安全管理の観点からも厳しく禁止します。

### ●商取引について

- ・開催期間中に発生する、出展者、来場者及びその他との間で発生する商取引に伴う責任は当事者間に帰するものであり、主催者及び当協会は負わないものとします。

### ●損害賠償

- ・出展者及びその代理人が他社の小間、事務局の運営設備若しくは展示会場の設備または人身等に損害を与えたとき、当該補修または賠償は出展者の責任において行うものとし、主催者及び当協会は責任を負わないものとします。
- ・出展物の輸送及び展示中の保護については、必要に応じた保険付与等、適宜ご対応願います。
- ・主催者及び当協会は、展示物の紛失、盗難、破損、運送事故、参加者の取り扱い不注意など、不可抗力による損害について、**いかなる損害賠償も負いません。**

### ●消防・安全

- ・出展者は、会場に適用される消防及び安全・衛生にかかわる当該法令及び規則を厳守するものとします。

### ●展示会の中止

- ・主催者は天災等の不可抗力により、展示会の開催が困難と判断したとき、これを延期または中止することができます。また、その際に生じた損害に対して主催者及び当協会は責任を負わないものとします。既納の出展料の他、出展に要した費用及び中止により生じた損害は補償できかねます。

### ●法的保護等

- ・本展示会におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、主催者及び当協会は責任を負わないものとします。出展者の責任において、特許その他特別なノウハウ等に対する知的財産権の保護等を行うものとします。
- ・展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立てまたはその他の問題が生じたとき、出展者は自己の責任と費用負担により解決をはかり、主催者及び当協会は当該責任を負わないものとします。

●**個人情報の取扱について**

- ・主催者が指定する各協力会社(基礎工事、電気等)へ出展手続きに関する各種事務連絡・各種請求業務等、出展者の便宜を図るため担当者名等の必要な情報を開示することがあります。
- ・出展者は、当該展示等を通して「個人情報」を取得するときは、個人情報保護法及び該当法令を順守し、これを適法かつ適切に行うものとします。その際は、利用目的を必ず公表または本人に通知し、その範囲内で活用して下さい。特に、第三者へ提供をするときは、必ず「個人情報」の情報主体(提供元)による同意を取得して下さい。
- ・本事業は、福岡県商工会連合会とFVM協会が協力して実施するため、出展者にかかる「個人情報」については、必要に応じて両者間で共有します。

●**その他**

- ・主催者及び当協会は、本展示会における商談等に関するトラブルについて、一切の責任を負いません。展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者及び当協会は一切の責任を負いません。